

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年六月十六日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則一一―二）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「災害医療幹 海外戦略調整幹」を「海外戦略調整幹 魅力発信幹」に改め、同表教育委員会事務局の項中「政策調査幹」を「政策調査幹 企画幹」に、「健康・食育推進幹」を「防災・健康食育推進幹」に改める。

別表第五総合教育センターの項中「副所長」を「副所長 課長（総合教育センター所長が指定する課長に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。